

次世代IPネットワーク推進フォーラム 企画推進部会設置要綱

（活動）

第1条 次世代IPネットワーク推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)は、フォーラムの規約第3条に掲げる事業を具体化するため、企画推進部会(以下「本会」という。)を設ける。

2 本会は次の各事業を行うほか、幹事会の要請に応じ必要な活動を行う。

- (1) 次世代IPネットワークに関する普及啓発
- (2) 次世代IPネットワークに関する関係機関との連絡及び支援

（構成）

第2条 本会は、フォーラムの会員(以下「会員」という。)の中で、参加を希望する者で構成する。

2 幹事会が必要と認める場合は、本会に会員以外の者の参加を求めることができる。

（役員）

第3条 本会には部会長を置く。

- 2 本会には、部会長代理を置くことができる。
- 3 部会長は、幹事会が指名し、部会長代理は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、本会を代表し、本会の活動を統括する。
- 5 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長の職務を代行する。

（開催）

第4条 本会は、部会長が招集する。

- 2 本会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 本会は、必要に応じて書面又はEメールによる開催とすることができる。

（ワーキンググループ）

第5条 本会には、第1条第2項の事業および活動を行うことを目的に、企画推進部会の承認により、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 WGには、リーダーを置く。

- 3 WGには、サブリーダーを置くことができる。
- 4 リーダー及びサブリーダーは部会長が指名する。
- 5 WGの運営に必要な事項はWGで定める。

（経費の負担）

第6条 本会において、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第12条第1項に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する会員から実費を徴収する。

（庶務）

第7条 本会の庶務は、フォーラムの事務局が行う。

（細則）

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、部会長が定める。

附則 この設置要綱は、平成18年5月17日から施行する。